

# 平成22年度福島県地域づくり総合支援事業（サポート事業）採択の考え （過疎・中山間地域集落等活性化枠）

福島県会津地方振興局

## 1 目的

この考えは、「福島県地域づくり総合支援地形実施要領」3－（1）－イにおいて規定する「過疎・中山間地域集落等活性化枠」について、会津地方振興局管内における取扱いを定めるものとする。

## 2 対象事業

原則として集落等や市町村が地域コミュニティ内の合意形成を経て、主体的かつ先駆的に行われる地域コミュニティの再生に関する事業（単なる維持修繕を除く。）であって、かつ、国、県及びこれらの公社等外郭団体の既定施策の中で措置することが困難な事業を対象とする。

また、地域づくりの推進に特に寄与することが期待される事業として、「優先的に採択する事業」を下記のとおりとする。

## 3 優先的に採択する事業

- (1) 集落の再生に関する計画(地域づくり計画)を策定する事業
- (2) 地域づくり計画に基づく事業
- (3) 地域課題解消のための目標や手段が明確であり、事業効果や継続的な成果が見込まれる事業で、次のいずれかに該当する事業
  - ・ 都市との交流等を通じて交流人口の拡大や定住・二地域居住促進に寄与する事業
  - ・ 多様な自然や生態系の保全、美しい風景の維持に寄与する事業
  - ・ 住みよい地域づくりのため新たな雇用の創出を促進する事業
  - ・ 歴史、伝統文化の保存・継承や活用等を通じて地域づくりの担い手育成に寄与する事業